

的障害者施設)」

### 3) カリキュラムの見直し

「求められるニーズが多岐にわたっている現在、対人関係に関するカリキュラムも必要。子どもはもちろんだが、大人に関するものも必要。(民・児童養護施設)」

「児童養護の分野では、子ども問題が多様化し、また今までの子どもの育成の分野のみならず治療的な要素が強く含まれるようになってきました。よって現行の保育士養成のカリキュラムでは対応が難しいと思われます。(民・児童養護施設)」

「保育士に求められる業務内容が大変幅の広いものになっており、消化不良のまま養成校で資格が付与されていると思われる。保育に必要な科目の中核的な分野をより精選して教育を行う必要がある。教育(学校)よりもはるかにしなやかな思考と創造力が求められる仕事であり、この様な人材育成が求められている。そのためには、リカレントによるステップアップのルートも考えられてよい。(民・児童養護施設)」

「近年の児童を取り巻く家庭や地域の環境は、著しく変化している。児童福祉サービスに係わる需要の増大や多様化・高度化をもたらしており、これに伴い児童福祉の現場・児童福祉サービスの利用者からは、専門性が高く、かつ多様なサービスに対応することのできる資質の高い保育士の養成が求められていると考える。実践力や応用力をもった保育士を養成するため、施設現場における実習の強化を図ることが必要ではないでしょうか。(民・知的障害児施設)」

「「保育」をどう捉えるかはかなり幅広いと思われるが、今日、単に児童を保育するという枠組みで捉えきれないほどの課題があると思う。その状況の中で、児童を取り巻く問題点を客観的に捉え、判断できる力を培っていくために、社会福祉全般を学んで欲しい。(民・盲ろうあ児施設)」

「専門的な知識を持ち、豊かな人格で子どもを受けとめ、まわりといい人間関係が築ける、実践力をもった保育士養成を望みます。現行のカリキュラムは過密過ぎないか。保育所の保育士と施設の保育士は、カリキュラムに特徴があつてもよいのではないかと思います。(民・情緒障害児施設)」

### III 聴き取り（ヒアリング）調査の結果

#### 1 ヒアリングの目的

保育士資格と保育士養成課程のあり方について、質問紙によるアンケート調査で尋ねた諸点について、さらに詳細な意見を得るために、またそれらの意見の背景を明らかにするために、ヒアリング調査を実施した。

調査は、現行の保育士資格や養成課程への意見と今後への展望について、児童福祉に造詣の深い有識者に対して実施した。本章では調査の結果を、保育士の資格と養成課程について検討する資料としてまとめる。

#### 2 ヒアリング調査の概要

##### （1）調査期間

平成 18（2006）年 11 月 13 日～2006 年 12 月 27 日の期間に実施した。

##### （2）調査方法

ヒアリング調査協力者に事前にヒアリング項目を送付した上で、担当者が直接対象者を訪問し、聞き取り調査を行った。

また、ヒアリング調査協力者に、事前に了承を得て、IC レコーダーによる録音を行い、ヒアリング調査終了後、項目にしたがって意見をまとめ、これをヒアリング協力者に確認を依頼し、修正及び了解を得た。調査協力者は、児童福祉に関する研究や造詣に深い学識経験者 4 名、保育、施設各種団体から紹介を受けた方及びアンケート調査で協力頂ける旨の回答を得た施設長を含め児童福祉の現場で実践及び研究を重ねている施設長等の有識者 14 名の合計 18 名である。保育、施設各種団体から紹介を受けた協力者については、個人の意見として協力して頂いた。

ヒアリング調査協力者氏名は、まとめて巻末に調査協力者として示す。

##### （3）調査の内容

ヒアリングの内容は、以下の通りである。基本

的に質問紙調査の内容を踏襲している。

##### 1 教育内容について

###### 1—1 現行の教育課程について

###### 1—2 教育課程について今後どのようにあるべきか

###### 1—3 保育実習を今後、どのように充実させていけばよいか

###### 1—4 養成課程の科目や内容の共通部分を多くするか、独自で設定する自由度を増やすか

##### 2 国家試験の導入について

###### 2—1 養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて

###### 3 保育士資格のあり方について

###### 3—1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について

###### 3—2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別に分けるかについて

##### 4 保育士養成年限等について

###### 4—1 保育士養成課程の修業年限について

##### 5 保育士資格と他資格との関連について

###### 5—1 保育士と幼稚園教諭免許との関係について

###### 5—2 保育士資格+1 年間の介護福祉士養成課程単位取得による介護福祉士資格取得について

###### 5—3 保育士と社会福祉士との関係について

##### 6 保育士試験について

###### 6—1 保育士試験合格による保育士資格取得について

##### 7 その他、保育士養成課程について全般的に

###### 7—1 保育士養成課程全般についてのご意見

### 3 調査の結果と分析

以下、（1）で、児童福祉施設の有識者へのヒアリングについてまとめ、（2）で、学識経験者へのヒアリングについてまとめた。第 1 節では、ヒアリングの項目ごとに意見を箇条書きにまとめ、第 2 節では、論点を①保育士資格の位置づけの明確化、②保育士資格の段階化の必要性、③カリキュラムの增加ではない教科目内容の充実の必要性、④必要最低限レベルの国家試験の導入の必要性、⑤保育士の近接領域の資格・免許の専門性を整理した上で関係を確認する必要性の五点にまとめ、統一してヒアリング項目ごとにまとめた。

なお、それぞれのコメントは多様で、かつひと

つひとつが貴重であり、またそれぞれの意味も広く深いので、まとめきれない、伝えきれない点も多々ある。

また、回答が設問ごとに明確に分かれるわけではないので、ある回答を別の設問への回答として扱っている場合がある。調査協力者の回答の意図を損なわないために、調査協力者のコメントについて、調査協力者の校正を経たものを巻末に資料として掲載した。併せて参考されたい。

### (1) 児童福祉施設の有識者へのヒアリング

本節では、以下の 14 名の児童福祉施設等の有識者に実施したヒアリングの内容をまとめる。

- ・ A 氏 (児童自立支援施設・施設長)
- ・ B 氏 (一時保護所・課長)
- ・ C 氏 (保育所・施設長)
- ・ D 氏 (保育所・施設長)
- ・ E 氏 (知的障害者授産施設・施設長)
- ・ F 氏 (保育所・施設長)
- ・ G 氏 (乳児院・施設長)
- ・ H 氏 (児童養護施設・施設長)
- ・ I 氏 (乳児院施設長)
- ・ J 氏 (保育団体・職員)
- ・ K 氏 (情緒障害児短期治療施設・施設長)
- ・ L 氏 (保育所・施設長)
- ・ M 氏 (母子生活支援施設・施設長)
- ・ N 氏 (知的障害者入所施設・施設長)

#### 1) 教育内容について

教育課程について、援助技術や、子育て支援、障害児、虐待への対応、病児保育などにかかわる教科目への期待に加え、短期大学の教育課程の過密さや教員の資質など、養成校の課題も指摘されている。

保育実習について、期間の延長に加え、事前や実習中の指導の充実、また実習以外の臨床経験についても提言があった。

最低限の基本的な部分に関しては共通のものとしつつ、独自性について積極的に打ち出していくべきという意見が顕著であった。

#### 1—1 現行の教育課程について

- ・福祉理念が不足している。学生募集の事情からそうした考えが希薄だと思われる (I)。
- ・乳幼児だけでなく社会福祉全般を概観する科目が必要 (B)。／社会福祉的要素を従前より厚くする (M)。
- ・「社会福祉援助技術」；身につけるところまで教え切っていない (A)。／必要 (B)。／親御さんの重荷を下ろしてあげるような援助技術を (N)。
- ・「発達心理学」；最低限の知識を (N)。
- ・「家族援助論」；必要 (B)。／大切 (G=乳児院)。
- ・保育を通した親への保育指導という観点からの、子育ての自立 (エンパワメント) への援助のための視点と技術の育成を (C)。
- ・地域子育て支援に必要な「子育て相談」などを必修として置くべき (J)。
- ・「障害児保育」；はやく発見して対応するために必要 (G=乳児院)。／軽度発達障害の問題など避けて通れない (N)。
- ・発達障害のベースとなる知識をきちんと教えてほしい。新しい研究成果を含む正しい知識を (A)。
- ・「精神保健」；精神疾患によるネグレクトの親への対応などのために必要 (G=乳児院)。／知識が必要 (N)。
- ・早期に虐待の芽を摘む技法、方法論を (K)。
- ・小児保健；感染症への理解のために必要 (G=乳児院)。
- ・乳幼児に必要な基本的科目に重点を (F)。
- ・幼児期からの教育、療育、保護者への対応について学ぶことが必要 (E=知的障害)。
- ・人間に対する理解を (A)。
- ・短大は過密である (D, L)。
- ・量を詰め込むのではなく、事例を徹底して掘り下げて保育士としてのセンスを磨く授業が必要 (D)。
- ・幅広い実体験を (L)。
- ・教育内容そのものより誰がどう伝えるかによる。現場経験のない教員が多いのが問題 (D)。
- ・養成校間の格差が大きい (L)。
- ・社会的養護の場では保育士に期待するところは少ない (H)。

## 1—2 教育課程について今後どのようにあるべきか

- ・「福祉理念」の充実を (I)。
- ・病児保育が広がってきたので、看護の病理学的なものも必要 (B)。／「保育看護」の充実を (I)。
- ・他の専門職との連携という考え方が必要 (H)。
- ・ソーシャルワーク関連科目「子育て支援」「子育て相談」の増加 (J)。
- ・「家族援助論」の更なる強化・充実を (K)。
- ・精神医療など、精神科領域と重なる勉強が必要 (H)。／「精神医学」の充実を (I)。
- ・「障害児保育」の更なる強化。充実を (K)。
- ・幼児期からの生活支援を身につける科目を (E)。
- ・養成校教員の研修が必要 (D)。
- ・学生の自治力の育成。無人島での1週間体験といった活動を通して、たくましさとセンスを育成 (D)。
- ・社会体験などで広く社会にふれることが、多様な保護者に対応するために必要 (D)。
- ・多くの体験と専門性が必要 (F)。
- ・「人間論」などの哲学が不足 (F)。
- ・社会人としての職業観、倫理観を (E)。／倫理・保育者論が重要 (N)。
- ・今まで以上の専門性と、情報機器の活用 (の科目=筆者註) が必要 (F)。
- ・壊れない身体作りを (N)。

## 1—3 保育実習を今後、どのように充実させていければよい。

- ・日数が短い中で本来目指すべきことがなされていない (A)。
- ・現行の実習は効果をあげているとはいえない。学習が十分でないうちに実習に来る、社会経験・生活経験が不足している (I)。
- ・1週間行って戻ってまた行くといった方法がよい (D)。
- ・実習というより (2年に加えた1年の部分で=筆者註)さらに深めて、保育現場で子どもの実態に即して、子どもの家庭の状況を知って対応できるよう時間をかけて取組むべき (C)。
- ・1ヶ月くらいあればよいが、現実には難しいの

で、ボランティア等の体験学習や自主的な研究による理論の積み上げ、事前事後の学習により充実させることが可能 (F)。

- ・乳児院は10日間で十分だが、知的障害児・者施設では最低、10日間を1年次・2年次と2回実施したい (G)。
- ・12日間ほしい。あと2日延びると充実度が違う。
- ・施設の特性に応じて実習の課題を養成校が適切に判断しながら、実習課題を設定していく必要があるが、今は連携できていない。そうした改善がなければ日数を増やしても意味はない (A)。
- ・施設側が実習指導のカリキュラムを用意する必要を感じる。実習生の指導は仕事の振り返りの好機である。施設と養成校が情報交換しながら連携し、指導計画を共有する必要がある。そのためのミニマムな基準が必要 (K)。
- ・養成校と現場との間で、目指す保育士養成について相互理解が必要 (L)。
- ・実習生の適性に合わせて施設を選択するように指導を (E)。
- ・施設には実習担当を専門とする職員は配置されていないので、結局は本人が現場に来てとらえるという感じになる。母子生活支援施設は実習生が生活にふれることも少なく、体で実習するものがないので物足りず、戸惑うのでは (M)。
- ・量を詰め込むような育成観を変える必要がある (D)。
- ・学生が切羽詰っていないために、持っている力を発揮できていない (D)。
- ・オリエンテーションの充実を望む (B)。／事前学習において、施設・利用者の実態について理解を深めてほしい (E)。
- ・障害者や保護所などの現場があることも教えておいてほしい (B)。
- ・事前指導は保育現場の人の力を活用すべき。ベンチャーの人なども含め、社会経験のある人を積極的に登用 (D)。
- ・乳児保育の実習を充実すべき (J)。
- ・社会的養護は最低でも30歳くらいからが適当ではないか。今の学生は子どもたちと生活を共にする資質が形成されていない (H)。
- ・学校・教師による指導の格差が大きい。国が定

めている事前事後指導が周知徹底されているのか (L)。

- ・実習ノートや方法が学校により異なる (L)。

#### 1—4 養成課程の科目や内容の共通部分を多くするか、独自で設定する自由度を増やすか

・現行 2 年間では独自性を出すのは無理。2 年間のベースは一律でよいが、3 年制で特徴、独自性を出せるようにすべき。学生が学校を選択できるように。多様な経験、多様な視点を持った人を育ててほしい (C)。

・3 年制なら、2 年は共通、3 年目に施設種別ごとに必要なことに特化して専門的に勉強 (G)。

・独自性を伸ばす方向で可能性はある。一律化は難しい。ただし表面的な方法論にすりかわってしまわないように (H)。

・養成校の特色を出すために独自で設定できる自由度は必要 (J)。／養成校の独自性は尊重されるべき。自由度の高い教育内容で特色ある人材育成を (K)。／自由度があつていい (M)。

・独自性があるほうが望ましい。養成校が特色ある教育を行ない、目的意識の強い学生を輩出していくことを希望 (E)。

・自由度が多いほうがよい。保育所も特色が求められ、学生も得意分野を伸ばすためには独自性が多いほうが個性を發揮でき、輝く (F)。／個々の保育士が得意なことを持ち、それを活かすことにより豊かな保育になる (L)。／いろいろな保育士がいていい。多様な保育士がいることは子どもの発達につながるし、独自性があることは面白いという面でいいこと (N)。

・独自性を出さざるを得ないだろう。同じ内容でも教える人により異なってくる。共通の枠組みの中での独自性。独自性をお互いに出し合い、情報交換し、競うことでともに向上していくのがよい (D)。

- ・養成校間に格差が大きい (I, L)。

#### 2) 国家試験の導入について

国家試験について、消極的な意見は少なく、導入に関しては、賛成意見が大勢であった。保育士の仕事への社会的な認識を高めることと、保育士

の最低限の水準の保証がその理由である。試験の水準については、最低限の知識等を問う内容とするという意見が多く見られた。

#### 2—1 養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて

・不要。きちんと養成すれば必要ない。保育士試験という両立した制度もある。厳しい国家試験を受けるのは学生にとって酷 (J)。

・現行でよい。現場で育成していくことが大事 (A)。

・養成校でのそれぞれの（科目の=筆者註）試験を国家試験またはそれ以上のレベルとし、現行のまととする (F)。

・ハードルを高くせず、国家試験でない養成課程のコースがあつてよい。試験を通ればよいというものではなく、基礎的知識の上に経験をつむことが必要な分野。実施するのであれば、合格率を高くし、不適切な人材をチェックする試験とし、経験を積ませることに重点を置くべき (B)。

・2 年間の学習の後で国家試験を課して何ができるかよく分からない。あればあったでよいという程度。最低限をクリアするものなら意味がある (H)。

・試験を課すことはやむをえないが、知識だけの人材を育成することであつてほしくない。養成校の格付け争いも心配である。最低限の知識を問う内容で行う試験は必要 (K)。

・試験に合格にしたからといって直ちに専門職として認められるわけではなく、合格をスタートとして、研鑽を積むことが重要。試験そのものの導入には反対しないし、いいと思うが、内容は誰でも分かる幅広いものに (E)。

・国家試験によって質は上がると思う。ただし試験ができても保育士の資質がよいとは限らない (I)。

・介護以上のラインを引く必要がある。試験制度を導入したほうがよい。社会福祉主事くらいのレベルであるとありがたい。保育士を志望する学生が減るのは困るが (M)。

・最低限のレベルはチェックすべき。高い専門性を身につけていることを知つてもらうため。落とすための試験ではなく、これだけはマスターして

- いるという社会的信用を得るため (N)。
- ・マルチタスクの仕事なのに現行では幼稚園と比較して社会的評価に差が出てくる。福祉の世界ではほとんど国家資格になっているので統一して進むべき (C)。
- ・賛成。現状は養成校間の格差、保育士の専門性に格差が大きい。一定レベルを確保するために、保育士の意識高揚・社会的位置づけの明確化のためにも必要 (L)。
- ・賛成。現行は不平等だ。能力がなくても学校を卒業すれば資格を取れるが、力があつても資格試験になかなか通らない。国家試験で一抹の緊張感を与えることにも意味がある。試験ではちゃんと自分の考えを持てているかなどを見ればよい。また2年次の半ばで試験を課して、不合格でも残り半年のうちに保育団体に外部委託して実習をしてまた受け直すことができるようになるとよい (D)。
- ・大賛成。しないとダメ。これまで資質に幅があり過ぎる (G)。

### 3) 保育士資格のあり方について

対象年齢については現行の0～18歳とするという意見が多い。一方で、就学前とそれ以上、3歳未満児とそれ以上に特化して分けるという見解も見られる。

領域別に資格を分けるかについては、領域に特化した勉強は必要であるが、資格としては総合的なあり方が望ましいとされている。領域別の資格としてもそれに見合う就職先が確保できるかという現実的な問題もあるようだ。

#### 3—1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について

- ・あくまで0～18才に視点を置きたい。保育は将来を見越して長いスパンを見通して行われるもの (C)。
- ・保育士の仕事は乳幼児期～青少年期にかかわっており、地域の子どもを育てるのが仕事。したがって18歳まで (L)。
- ・子どもの発達はさまざま。保護者に相談支援ができるという意味でも、就学前まででは説明がつかない (N)。

- ・現行どおりでよい (G)。
- ・幅広い年齢を対象とすべき。人材確保の観点から狭くしないほうがよい。多様な経験によりよい保育士になる (I)。
- ・卒業後の職場の問題があるので現行のように幅広い形にしておかないと、他の領域に移行する際に制約になる (A)。
- ・母子生活支援施設からすると、制限を設けてもらいたくない (M)。
- ・現行どおりでよいが、保護者支援の科目の充実を (J)。
- ・同一法人で数種類の施設を併設している場合異同もあるので、実際的に変えるのが難しく、このままいかざるを得ない (D)。
- ・高齢児対応について十分養成されているとはいえない。年齢を下げると高度なものを要求される面があり、保育士の負担を考えるとなんともいえない (B)。
- ・就学前の子どもをケアするコースと、18歳までをケアするコースがあつてもよい (E)。
- ・保育所は基本の科目は対象年齢を絞ってよい。それ以上は独自の部分で行うか、選択制に (F)。
- ・0～3歳までは専門的で特殊な能力が必要で、14歳以上の対応は保育士では難しい。保育士資格をベーシックな資格とし、さらに1年の積み上げで社会的養護を担う専門職養成を (H)。
- ・将来的には、保育所保育士と就学前の保育・教育を受け持つ保育士と業務を分離したほうがよい。施設保育士は4年制大学で養成 (K)。

#### 3—2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別に分けるかについて

- ・幅広い領域に対応できるベースを (A)。
- ・総合的でよい。総合的であるところに意味がある (J)。
- ・障害や虐待に対するさまざまな専門職があり、保育士は総合的知識を持つ専門職であるべき。役割としてあたることはあるが、専門性として分離するのは適当でない (K)。
- ・人間性を扱うのですべてに通用できるように。領域を分けてしまうと働く場所も狭まる (M)。
- ・内実を伴わない専門性とならないよう、また専

門性を特化することで子どもを対象化することは避けるべきで、保育士はベーシックで汎用性のある専門職に（H）。

- ・基本的に分けられない。総合的な資格であり、どんな問題にも対応できないといけない（N）。
- ・保育士の専門性はあくまでもさまざまな分野が統合されたものが望ましい。総合的な知識・技能がないと障害児を委ねられないのではないか（E）。
- ・狭い資質になる、間口を広げて人材を確保するという観点から、細かい分類には反対（I）。
- ・総合的だが、医療、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設といった広がりで見ると、保育所保育士の機能と異なる要素もある（C）。
- ・2年間で基礎を学び、3年目の半分は現場、半分は養成校で。資格を領域別に分けなくてもよいが、3年目の勉強は領域別に専門的に（G）。
- ・基礎は同じ。基礎資格の上に領域ごとの専門資格を上乗せして専門的知識を確保（L）。
- ・専門性を高めつつ、総合的な資格にするのは難しいかもしれない。領域別にせざるを得ないか（F）。
- ・レベルを分けて、保育士にも段階をつければよい（B）。
- ・特化すべき。3年制でゆったりすべき。資格としては総合的でよいが、各専門の勉強もする。資格の更新制を（D）。

#### 4) 保育士養成年限等について

総合的な4年制、専門特化した4年制の両方の考え方方が見られる。共通基盤を2年制としてもう1年間で専門的な学習をという意見もある。現行より長い期間でゆとりを持って養成するという意見が見られる。

また、4年制にする場合、その資格取得者の待遇を制度的に保証すべきという意見や、2年制資格取得者がステップアップできる制度とセットでの4年制化といった意見が見られた。

##### 4—1 保育士養成課程の修業年限について

- ・保育士にはせめて4年制大学卒くらいの知識・教養を持ってほしい。実習も長期に、早目から取組んでほしい（K）。

・4年必要である。もっと4年制卒くらいの技量のある人が必要。保育士も社会福祉の職員。足並みをそろえて連携し、勤務してほしい（M）。

・4年制が望ましいが、それに見合う制度的保障や待遇を（A）。

・4年制は必要だが、すべてをそうするのは難しい。基礎資格、ケアワーカーは2年制に（L）。

・基本は2年として、ステップアップして4年間の資格を得るルートを創る。現任研修の充実が必要（I）。

・二種を基本として、専門家として一種や専修にしていい。専修は、施設経営論や地域福祉へのかかわりなどプラスアルファを勉強（N）。

・年齢や社会的経験を重視する立場で見ると、2年間では対応できない。専門職大学院は社会的経験がある分有利（H）。

・2年では不十分で、3年は必要。4年制なら学生に精神的余裕があるので望ましい。ただし幅広く人間性を養うカリキュラムを。大学や文科省がそうした認識を持てるかが鍵（D）。

・2年（基礎としての保育学）+1年（保育現場における実践的な学問や技術）。さらに主任保育士のスーパーバイズや地域コーディネイト等を学習するなら4年制（C）。

・ケアワーカー（2年制）とソーシャルワーカー（4年制）それぞれのタイプの保育士がいていい。

・一種、二種、専修と、専門性を持たせた年限と内容に（F）。

・2年では重すぎ。3年が適当。さらに看護師と保健師のようにレベルを分けてもう1回というのがいい（B）。

・乳児院は現行では2年でよいが、それ以外の施設では2年では無理。プラス1年で専門的勉強を。4大卒は短大卒より落ち着いている（G）。

・3年制が望ましい。2年では短いが、4年かけるのも違う気がする。将来的には、一律に保育士というより、4年制、大学院卒、現場で一定レベルに達した人、実務経験年数などを勘案して、「上級保育士」「管理保育士」なども視野に（J）。

・社会福祉分野の専門職の待遇の問題を整理するのが先決。2年制をベースとして、さらに特定の領域を勉強したい人を受け入れる制度は評価でき

る。現場経験者が専門職大学院に進むのは望ましい (E)。

### 5) 保育士資格と他資格との関連について

共通部分と異なる部分の整理が必要であるとの意見が見られる。

幼稚園教諭と保育士の共通部分について一本化するという意見が見られる一方で、保育士の養護の専門性を強調する意見もある。

保育士に介護福祉士を上乗せする課程については、残すことに問題ないとする見方が大勢であるが、相互乗り入れには慎重論もある。

社会福祉士とは、関連づけの必要性は認められている。

#### 5—1 保育士と幼稚園教諭免許との関係について

- ・共通化してよい (A)。
- ・同じでいい。現実には一緒にしていくべき (B)。
- ・だんだんと共通のものに。統合して地域のなかで子どもを育てることが大切 (E)。
- ・将来的には同一の資格になるのが望ましい。教育機能を持ち、地域や家庭を支援するセンターで働く総合的な職種に (K)。
- ・2 年間で両方の素養を育てることは無理だが、18 歳の子どもに選択を迫ることも難しい。入り口の幅を広げる意味では (両方取得? 共通化?=筆者註) よい (I)。
- ・両方の取得が望ましい。保育所も教育要領と同等の教育的機能を果たしているので、実際に行っている保育士が両方を持っていればそれをはつきり言える (J)。／両方取得できたほうがよい (F)。
- ・違いがよく分からない。乳幼児期に教育と子育てを分けて成り立つか (M)。
- ・乳児院では不要だが、採用するなら幼免や教員免許を持っている方がよい。学生が生きていく上でも多様な資格を取れるほうがよい (G)。
- ・保育士の独自性を出してほしい。保育士は養護者・養育者プラス教育者。養護と教育を一体とする保育を明確にしてほしい (C)。
- ・幼稚園は 3 歳以降が対象。0 歳からの発達の連続性の確保、養護と教育が一体となった保育、保

護者との連携、家庭支援など、保育士として大切な専門性がある。幼保を一体化するのではなく、保育士の専門性を生かしていく (I)。

- ・保育の中でも幼児教育の専門性をきちんと取り込んで、保育の中で勉強を (N)。

- ・就学前の子どもに対応する仕事が単一の職種で成り立つかは疑問。保育士が誰と組んで仕事をするかが大切で、連携が重要。資格を共通化しても問題解決にはつながらないだろう (H)。

- ・免許や資格で保育をしているわけではない、最大の学びは現場。こうした設問自体資格を発行する側の論理で実態とは無関係。議論そのものが不要 (D)。

#### 5—2 保育士資格 + 1 年間の介護福祉士養成

##### 課程単位取得による介護福祉士資格取得について

- ・社会状況が変化することもあるので、それはそれで残しておくとよい (A)。
- ・保育士の資格で介護の現場を持つことがあるので必要 (B)。
- ・そのような道があるのはよい (F)。／現行でよい (J)。
- ・デイサービスセンター併設の幼稚園もあり、お年寄りにも対応できる保育士はすばらしい (N)。
- ・多様な施設を抱える法人の場合、異動があるので持つておく方がよい。乳児院では介護のニーズよりもむしろ看護師 (G)。
- ・こうしたルートは残してよい。保育士と介護、幼免と介護、保育士と幼免、といった組合せを 4 年制にするなかで考えるならよい (D)。
- ・保育士の感性を持った介護福祉士は必要。介護福祉士が保育士を取れる同様の仕組みがあるといい (E)。
- ・基礎的な勉強さえしていれば、介護でも保育でもされるのはかまわないし、そういう方を活用するという意味で、あってよい (M)。
- ・特に反対はしない (K)。
- ・福祉職・対人援助職としての基盤は同じだが、その上の専門性は異なる。介護を学ぶことによって視野が広がる、家族支援に生かすことができるなどのメリットはある (L)。
- ・どういうところに同質性と異質性があるのか分

からない。保育士を得て介護はあり得るが、介護から保育士という相互乗り入れは受け入れがたい (C)。

- ・保育士課程に 1 年プラスして介護の勉強になるか疑問。今後は入学資格に一定の現場経験を (H)。
- ・保育と介護は分けるべき (I)。

### 5—3 保育士と社会福祉士との関係について

- ・養成校側がもう少し理念や考えを整理して打ち出すべきこと (D)。
- ・それぞれが専門性を深めてどのように相互連携するかが重要 (H)。
- ・資格はともかく、児童養護なら、保育士も社会福祉士の勉強をしておいたほうがよい。保護者支援のためにシステムを勉強しておく必要があるため (G)。
- ・保育士も社会福祉士と同レベルのものがあるとよい。社会福祉士でも保育の技術を取り入れていく必要があるのでは (M)。
- ・リンクしていくべき。現行にそのような関連連携がないことがおかしい (I)。
- ・社会福祉士が国家資格に相応しい待遇を得ているかは問題。関連を深めていく方向性はよい。2 年制での養成は難しいが、保育のセンスを持った社会福祉士がいるのは望ましい (K)。
- ・共通部分があれば関係づけてよい。今のように専門学校も短大も四大もある中で質的に共通な中身を教えているかの検証は必要 (A)。
- ・社会福祉士の資格取得自体に解決すべき問題がある。リーダーとなる人材には保育士+社会福祉士も必要であるが、すべての人に課すとなり手がいなくなる (B)。
- ・関連づけは必要。社会福祉士資格を持つ保育士が必要で、保育士の社会福祉士への道が開かれるといい (L)。
- ・保育士は社会福祉士以上に緊迫した現場でソーシャルワークもやっている。社会福祉士国家試験の受験資格に、子育て支援センター従事者が認められてよい (C)。
- ・相関があるので、社会福祉士に必要な科目の一部を保育士課程でも教えるとよい。1 年増やしても、将来は社会福祉士も取れるように。施設長

になるときに両方持っているのが理想的 (J)。

・保育士の専門性+社会福祉士の福祉全般を学習すると、より高い専門性と幅広い視野で利用者のニーズに応えることができ、よい (F)。

・より高い専門性という意味で、専修の保育士で社会福祉士も取れているのは大事。しかし 4 年制では追いつかないのでは (N)。

### 6) 保育士試験について

なくしてもよいとする意見があるが、多様な人材確保のために残すべきという意見も多く見られる。ただし、実習やスクーリングを課すことを条件とする意見が大勢であった。

#### 6—1 保育士試験合格による保育士資格取得について

- ・国家試験一本でよい (G)。
- ・廃止していい。きちんと教育課程で学び、他の人と協働して働くので他の学生と切磋琢磨しながら学ぶという要素が大事 (A)。／廃止したほうがよい (F)。
- ・本来試験による資格取得は不要。残すのならさせて実習を課す (I)。
- ・通信制でもいいのでどこかの大学を出ないとだめだろう。ただ問題の作り直しが必要だ。偏差値の人が高い点を取れるものでなく、試験を受けることによってセンスが身につくようなケース対応の問題が含まれる必要がある。現場経験により科目免除などの改善も必要 (D)。
- ・受験資格に現場経験を重視すべき。合格者へのスクーリング、現場実習を (E)。／合格後のスクーリングや実習を (K)。
- ・通信にして 1 回のスクーリングを。保育士の試験を受けるための資格取得として (N)。
- ・養成校に準ずる実習を課すべき。国家資格化により名称独占になったので、実務経験等の受験資格の検討が必要 (L)。
- ・單一でなく別のルートがあってよい。社会経験の後に保育士になりたい人は目的意識が明確でモチベーションも高い (B)。
- ・ある程度年配の人も入ったほうがいいので、途中からも取れるように。途中から入ってきた人は

熱心 (M)。

- ・社会人としての経験や視野を広めた専門家がこれからも必要。閉ざしたり狭める必要はないが、ベースをどこに置くかは別の問題 (C)。
- ・現行でよい (J)。
- ・難しい質問。合格後のスクーリングや実習には地方ごとのシステムがあってよい。資格が質を担保するとしたとき、担保すべき質が不明確な気がする (H)。

7) その他、保育士養成課程について全般的に人間としてのあり方や社会人としてのあり方、臨床経験の重要性、現場と養成校との連携の重要性など多様な意見が見られた。

自ら考える力や哲学、理念や倫理についても言及されている。

#### 7—1 保育士養成課程全般についてのご意見

- ・人生経験も含めて仕事をすることになるので、養成校はそのベースを作る。的確な判断や応用力によって子どもを納得させないといけない (A)。
- ・正面からぶつかる力、物事を多面的に見る力を。社会福祉法人では人材異動が必要であり、固定化した狭い資格では対応できない (B)。
- ・2年制では追いかけ・追いかけられる、教える・教えられるカリキュラムになる。自ら考える場面が少ない。考える力がどこでつくのかという現状がある (C)。
- ・座学でなく体験学習。教員の質を上げることが最も重要な問題。現場の人がレクチャーして教員が事例を学んで授業で使えばよい。助成金等のインセンティブも備えて、保育団体と連携して (D)。
- ・保育現場出身の教員をもっと採用すべき。学術的なことは教えられないかもしれないが実践的ないいものを教えられる。コンピューターに関して知識、経験がある人が必要 (J)。
- ・養成校と現場の連携が必要。現場を知らない教員のためと、現任研修の充実のため。学生の資質低下は家庭の問題。生活の基本ができていない (I)。
- ・研修の義務付けや資格の再認定の仕組みが必要。研修の積み上げから指導者への道を開くことも。

一種が園長や主任の要件となることも検討を。

最も重要なのは人間性。豊かな感性と自分の意見を持った人、自分で判断できる人であってほしい (K)。

・保育士は子どものモデルであり、そこから子どもも保育者も学んでいく。また保育を保護者に理解してもらうことも重要で、保護者に対応するための技術・力を高める必要がある (L)。

・社会福祉をしっかり勉強することが原点であり、また精神的な成長や人間性が求められる。そうしたベーシックなことの上に、勤めてから成長させるなりしたほうがよい。施設のレベルによっても養成や採用の事情が違ってくる。高度な学びが必要となってきており、現状では足りない (M)。

・最後まで利用者を裏切らないことが人権尊重につながっており、そのことを教えてもらっていることが大事。保護者や子どもの見方である保育士としての保育原理を持ってほしい (N)。

・幼児教育に加え、三障害について学ぶ必要。学生の適正な職業選択のために実習の強化を。きちんとした職業観、倫理観を形成し、職場に根付く人材養成を (E)。

・一般常識、マナー、家事全般等、家庭で身につけることだが、必要性は養成校でも伝えてほしい (F)。

・あいさつや笑顔など、人間性や社会性が大切。苦情対応などを考えても信頼関係を築くために包容力ある人間性が必要。ただそれらは家庭で身につくことなので、養成校では必要性について教えてほしい (G)。

・マンパワーの養成と制度やシステムとのつながりが明確でない。前の世代では、制度変革への気概があったが、今はそうなっていない。ケアワークをするとき、自分を支える哲学があるか否かの差は大きい (H)。

#### (2) 学識経験者へのヒアリング結果

学識経験者へのヒアリング結果から論点を整理すると大きく分けて五つに分けられる。

一つに保育士資格の位置づけの明確化、二つに保育士資格の段階化の必要性、三つにカリキュラ

ムの増加ではない教科目内容の充実の必要性、四つに必要最低限レベルの国家試験の導入に向けた必要性、五つに保育士と近接領域の資格・免許の専門性を整理した上での関係確認の必要性である。

#### a. 保育士資格の位置づけの明確化について

保育士資格が平成13(2001)年児童福祉法の一部の改正が交付され保育士資格が国家資格となった。この改正で保育士とは、保育士の名称を使用して児童の保育及び保育に関して保護者の指導を行うことを業とする者と明確に位置づけられた。学識経験者へのヒアリング調査結果では、このことに対応した専門職としての位置づけを明確化する必要があることについて各氏が触れている。

特に、児童の保育だけでなくこの改正で新たに位置づけられた保育に関して保護者への指導を行うものとして、子どもやその家庭の抱える問題が多様化・複雑化する中で、相談及び関連する施設、機関、学校との連携に応える為の保育士資格としての在り様を示唆する意見が全体を通して多かった。このことの議論や考えの延長線上に保育士の養成システムや研修、ステップアップの仕組み、カリキュラムの内容、保育士試験や国家試験の有無など保育士資格の再構成を考えるというものである。

また、近接の幼稚園教諭免許や小学校教諭免許、社会福祉士、児童指導員、臨床心理士、その他子どもに関わる多くの資格などとの関連を踏まえ、保育士の専門性の明確化とその養成について考える必要性に触れていた。子育て支援といった法律上の保育指導と深く関わる教科目内容、関係機関、資格や免許との連携の中での保育士養成とその内容の整理と充実をどう考えるかという問題意識が各氏にあった。

#### b. 保育士資格の段階化の必要性

各氏とも保育士の対象とする幅広い年齢、領域、多様なニーズに応えるために、保育士養成の修業年限、養成システム、実習のあり方、保育士試験を含んだ何らかの形での保育士資格の段階化の必要性を示唆している。基礎をしっかりと学んだ上で専門分化するような方向性を考える意見も多かつ

た。

また、多様化する保育ニーズに応えるために、現場を支える専門性を保障する、指導的な役割を担える大学院レベルでの教育が必要なことに触れていた。

#### c. カリキュラムの増加ではない教科目内容の充実の必要性

現行の保育士養成のカリキュラムを大幅に変える、単に科目を増やすということではなく、科目内容の検討や編成、再構成をしていく方向性が示唆された。科目を増やしていくことについては、養成校としての限界があり、基礎的な部分は押さえつつ、養成校の独自性を生かしていくという意見が多かった。

また、実習に関して、実習段階や課題の明確化、幼稚園免許や他資格との関連性、学生、養成校、施設双方にとっての有効化・有機化の必要性に言及した意見が多くあった。

#### d. 必要最低限レベルの国家試験の導入の必要性

国家資格としての保育士資格を考えると同時に時代の流れに鑑み、試験を課すその内容や段階、難易度には幅があるが、保育士の資格制度における必要最低限レベルの国家試験は必要なのではないかとの意見が多かった。

また、保育士の専門性や現行の養成校及び保育士試験制度による保育士資格取得の並列などを議論した上で考えられるべきとの意見もあった。

それ以外には、保育士養成の質を保障する為の外部評価や第三者機関、自己規制を図る方向性を探ることの必要性に触れた意見もあった。

#### e. 保育士と近接領域の資格・免許の専門性を整理した上での関係確認の必要性

保育士資格の養成を段階化した上での幼稚園教諭免許との一部分の統合化、保育士と幼稚園教諭の同時取得における科目の整理の必要性、専門性の違いを議論した上での保育士、児童指導員、社会福祉士との結びつき、保育士と社会福祉士それぞれの資格科目の整理をした所で共通する部分に関する整合、現行の保育士資格を取得した際に

履修した科目を生かした上での介護福祉士の資格取得、全体を見渡した子ども家庭福祉や児童福祉の専門職の必要性など他資格の関連において様々意見があった。

この中で関係を持つ資格や免許、その際の具体的な内容は各氏それぞれであるが、幼稚園教諭免許、社会福祉士、介護福祉士、児童指導員との関係性を確認する必要性があることが示唆された。

論点を大きくまとめると以上の五点であり、その詳細については、以下に述べる。

### 1) 教育内容について

#### 1—1 現行の教育課程について

・保育士は、保育所だけでなくほとんどの児童福祉施設で保育士を置くということになっている。18歳未満を対象とするということで、往々にして保育士=保育所あるいは保育サービスの保育士の養成と混同される部分がある。あくまでも保育士養成というのは、全ての分野にわたる保育士。今度の児童福祉法改正で明らかに「業とする者」という名称独占のはつきりしたものになった。保育所とか児童福祉施設で職務をする人を保育士というものは明らかに変わった。

保育士養成というのも、基本的な考え方として必修科目というのが児童福祉分野全てにわたる業務を担う職、個人を養成するという視点で捉え、ここでは全て総合的にまずみるということから出発している。(O氏)

・家族援助論と社会福祉援助技術演習は、もう数年でなくすべき過渡的な科目。保育士としての専門的な支援、保護者支援ということで、保育指導原理という科目を新たに作らなければならない。

もう1つは保育の技術として保育指導技術というものを確立させて保育指導技術論を必修にする。そして、保育指導技術演習を加えて3科目を必修にする。社会福祉援助技術はソーシャルワーカーの技術で、いわば周辺領域を学ぶというところで否定はしないが、保育士がどこまで子育て支援をするか、これ以上やったら親の子育ての喜びを奪ってしまうなど、保育士の固有の子育て支援のための援助技術として何の為にどのようにして行う

かという原理論、保育指導原理といった科目が必要。(P氏)

・短大の2年制と4年制をどう分けるかで分けるほうがよい。2年制の科目増は、限度。4年制は、独自に設定できるが、教養で適当にではなくこれから選んでよいという強化の仕方があつていい。ソーシャルワーク、子育て支援、幼稚園、小学校などを念頭に入れて必須科目ではなく設けていく。(Q氏)

・必要なものが入っていると思うが、この中で問題になるのはカリキュラムの種類というよりも、科目内容の充実ではないか。単に単位を増やすとか科目を多くすればよいというのでは同じではないか。机の上の学習ということは、児童の保育ということについては、それほど有効ではないのではないか。その辺りが1番大事な問題かと思っている。

それぞれの科目で何を重点に学ばせるかも問題。現実の問題に結びつけばいいという問題だけではないが、どのように保育と関連しているのかということが考えられる必要がある。現場の中で出て来た問題を取り上げて、ディスカッションしたり、講義したりするやる方でやったので学生の方も何を学んでいくかを自分の課題にひきつけて考えることができるのではないか。しかし、現場の実習先になると早い段階で何も勉強しないで来て困るということを言われる。その辺りで養成側だけ、現場だけということではなくて、これからは、両方が一緒にになって考えていかなければこの問題は解決しないのではないかと思う。(R氏)

#### 1—2 教育課程について今後どのようにあるべきか

・具体的には、社会福祉援助技術、教育原理、家族援助論、保育内容、養護内容については更に充実させる必要があるのではないか。

まず、社会福祉援助技術では、法律の改正で保育指導という趣旨が入った。社会福祉援助技術は、あくまでも社会福祉士になるためのプロセスのカリキュラム。その内容を保育士課程で取り入れた。本来的に言えば、保育指導技術のような趣旨に組み替えるか、あるいは社会福祉援助技術の中にプ

ラスするか包含して保育指導を入れていく。保育に関する相談援助技術を本格的に養成の中で入れたほうがいい。

もう1つは、保育臨床的な技術を子どもに焦点をあてて考える。もう1つは、子育て支援といった法律上の保育指導と深く関わる、保育ソーシャルワークの側面をしっかりとこの中で位置づけたらどうか。本来的な基礎的な知識、技術として講義で身につけるとともに演習、実習を重視する。ソーシャルワーク全般にプラスして保育ソーシャルワークをおくべきではないか。

教育原理については、可能なれば教育原理だけでない、教育内容の理解が必要ではないか。保育所を中心に考えがちだが、教育内容というものは、学童との保育の関わりも保育士には重要である。情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、児童養護施設など教育内容をそういう視点からも含める。まして、認定こども園、幼保一体の問題がこれだけ出てきているのでその中に学校との連携を含めて、教育原理ではとてもカバーしきれないものについても大事かと思う。幼児に限定しないで教育内容の理解が必要である。学校でのいじめ、不登校、思春期のひきこもりなど深刻になればなるほど対応は施設でも大変。保育ソーシャルワークのなかでも大変になる。それをしっかりと全体的に理解するし、知識や技術を見につける。当然教育カリキュラムについてももっと理解した方がよい。

家族援助論については、基礎知識、講義の段階で保育ソーシャルワークという趣旨を含めてはどうか。家族援助論は、制度も実践も臨床も全部含めたものとして考える。

保育内容は、養護内容とどう違うのか。保育の専門性と養護の専門性ということでいうと、簡単に分けると養護内容は、どちらかと言うと児童指導員が身につけてるべき専門性。保育内容は、保育士が身につけてるべき専門性。児童指導員的な仕事の内容を養護内容とし、保育士的な仕事を保育内容と、明確化させることができ1つある。保育士も児童指導員もありにも共通性がある。養護内容に絶対に必要なのは、障害児の養護。障害児保育というのは、知的障害児施設、あるいは知

的障害児の通園の施設の保育士にとって大事だというのは理屈では分かるが、かなり保育所を視野においている。そういう点でいうと、児童福祉施設で職務する保育士ということをもっと位置づけた方がよい。

保育原理は、倫理・保育者論をもっと明確に位置づける必要があるのではないか。(O氏)

・保育指導業務関係のカリキュラムを充実させることに加え、アセスメントとマネージメントの科目を充実させていく必要がある。(P氏)

・幼稚園との関連をどうするのか。保育士の中で保育所保育士と施設保育士の問題を含めてどう考えていくかという問題を含めて考えていく必要性があるのではないか。(R氏)

### 1—3 保育実習を今後、どのように充実させていくよいか

・実習段階の明確化は大事。実習の1つのシステムの中に通年実習の導入が必要。インターン的なシステムを含めて、仕事をしながら学ぶというシステムを作る。例えば、大学に所属しながら保育所などで仕事をするなど座学と実学をデュアルにやっていくデュアルシステムを導入していくということもひとつの検討素材である。

実習段階を明確にしていくという所では、2年制大学で習得するものを三段階のAとする。4年制大学で行うものを三段階の内の真ん中のBとする。Cは、特殊だが、大学院レベルであるいは4年制大学の一部がそれであってもよい。特に高度専門教育が大事。実務を基本に置いた高度専門職者養成がC段階。それぞれに応じて実習のプログラムが違ってくると思う。通年実習は、短期大学は一年次に基礎実習をして、二年次に本実習的にそれを長期にわたって何日間ずつ分ける。B段階の場合は、大学、養成校の場合は、通年実習、インターンシップなども取り入れていく。第3段階のCの実習では、デュアルシステムの活用も考えられる。(O氏)

・今の養成体系のままで充実させていくことは基本的に難しい。抜本的にやるならば、半期を授業に半期を実習だけにあてるというような形にする。現実的には大学によっては複数資格とれるよ

うになっているので、保育だけを何とかするというのではなく難しいのではないか。(P氏)

・幼保両方をとるという方向での双方の免許・資格を見直す。幼保を踏まえた科目的再構築をするべきではないか。八週間の中での実習の設計について柔軟性を持たせて、養成校に任せしていく。(Q氏)

・実習のあり方としては、ただ、単位を取ればいいということではない。実習の現場が余計な負担というのではうまくいかない。ある意味では共に学ぶという互恵性のある実習ができるよう色んな知恵を出していく。今は社会貢献が大事で、そういう観点で単に施設に学生を預けるということだけでなく一緒に学生を育てるあるいはみんなで育ち合うという方向に変えていく必要があるのではないか。(R氏)

#### 1—4 養成課程の科目や内容の共通部分を多くするか、独自で設定する自由度を増やすか

・養成校の独自性をより生かすのがよいと思う。基本的な部分は、当然共通だが、基礎コースに対して、特別コース。この特別コースで独自性を生かしていく。養成校は、高度専門職大学院的なものも視野に入れた養成校があってよい。独自性をより生かすというのは、三段階で言えば、二段階、三段階の所で専門コース。(O氏)

・多様な専門性をもった保育士が必要。ただし、保育士としてのベースはもっているということが必要。共通や基本は大事にしながらも養成校の特色が出せるように自由度を増すという方向の方がよい。(P氏)

・前回も大綱化しており、科目としては量的には限度。加えることはいいが、最小限で必修とし、シラバスの作りは、緩めた方がよい。(Q氏)

・自由にやれるけれども責任を持とうという、その辺りを保育士養成協議会でそれぞれの独自性を生かしつつ、自己規制をしていく方向性を提案していったらいいのではないかと思う。(R氏)

## 2) 国家試験の導入について

### 2—1 養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて

#### とについて

・何故、国家資格というのか。児童福祉法の改正で、国家資格になったと言われる。それまでの施行令で定めていた保育士とはこういうものであって、養成校と試験の二本立てがあつて、というものが、児童福祉法の条文で18条の4から始まって20何条も増えた。その重さ。国家資格というのは、国家試験を課す資格を国家資格ということから言えば、まだ国家資格の定義の半分の意味しか持っていないと言える。国家試験を課すについて、その必要性があるかどうかをもっと議論して、意見が分かれてもいいと思う。どちらかと言うと国家試験をどんな性格のものにするかによる。

第一段階は、いわゆる社会的親としての保育士を非常に広く広げる必要があると思う。そういう方たちにまで弁護士、医師、看護師、助産師や社会福祉士とかと同じようなものを課す必要があるかどうか。必要というのは簡単だが、それは何故か、どう普及させたらいいかというところまでは分からぬ。

先ほど述べた第三段階の中でいうと第二段階、第三段階はいうまでもなく、ここをクリアした人、単位を取得した人は試験を受ける。将来マネジメントも出来る。施設経営者としてお墨付きですよというような資格。障害児保育や乳児保育などのエキスパートになりうるとかシニア保育士的なもの。それぞれの分野で国家資格をもっている人がいてよいと考える。本来的な意味の国家資格としての性格をもつなら養成校で学んだ人も一般の人もそこを頂点に国家試験をして国家資格をとるというのは1つありうる。

いずれにしても、現在の二本立ての資格制度の再検討がまず必要であり、それを抜きに国家試験をするかどうかを考えるのはどうもぴったりこない。現在の試験は、宙に浮くのか、どこに位置づけるのかということになる。(O氏)

・絶対に必要。保育士が国家試験を免除されているという合理的な理由は何もない。保育士の待遇を上げていくためにも国家試験の導入は必須。早急にやらなければならない。(P氏)

・専門家の目でちゃんとやっているかをきちんと

チェックしていく方向がいいのではないか。一律のペーパーテストでは、本当の力がつかないのでないか。かえって弊害があるのではないか。養成校水準や独自の第3者評価を作るといいのではないか。ただ、保育士養成校に看護師、医師の国家試験のような導入することも考えられると思う。

(Q氏)

・ドナルドショーンは、医師、弁護士などの専門性と教師・保育士などの専門性とは違うと述べている。後者は、反省的実践家であり、保育者になってから学んでいくものが多いと言っている。一番の基本は職務について、現場のみんなで協調性、同僚性をもって学んでいくものだという。大学は、出せばいいということではなく、出してからちゃんとアフターケアしていく必要がある。そのことが在学生にも生きてくる。ドナルドショーンが言うような保育士は、日々の保育を省察する中で高めていくことが中心になる。そこが医師とか弁護士と違う所。試験導入の背景には、保育士養成校が増える中で全入時代の流れがある。入学した人が全員卒業できる現行の仕組みの中で、卒業資格とイコールにするかという問題がある。日本の大学制度では、入学したら、ほとんど全員が卒業していく。そういう中で出てくる問題だと思う。卒業するということが、わが国の現状では、それだけのことを学んだという保証とはならないし、卒業できるかどうかという人は、他の所にも問題があることが多い。本来は、こういった問題を解決すべきと思うが、世間の目は厳しくなってきている。必要最低レベルの確認の為の試験は否定できないところもある。(R氏)

### 3) 保育士資格のあり方について

#### 3—1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について

・第一段階というのは、短大での養成が主となるが、第二段階は、当然第一段階を含む。それも含めて4年制とか専門養成校とかになる。そういう意味で第一段階は、18歳未満の子どもすべてを視野に入れてしっかりと身につける。第二段階の養成でも当然第一段階を含んでしっかりとそれ

を踏まえる。その上で第二段階では、乳児保育を専門とする、乳幼児期を専門とする、学童を専門とする、思春期を専門とするというものが出てくる。思春期を専門とする保育士は、もっといなければならないとますます感じている。あくまでも基本は、しっかりと0歳から17歳まで。それを見据えた形でその上で専門分化していったらよいのではないか。(O氏)

・前提条件として、保育が資格によって違うので、保育という言葉の整理が必要。保育を児童福祉法では0~18歳未満を対象としているが、学校教育法では保育は幼稚園が就学前の満3~5歳の児童に対して幼稚園教育要領に基づいて幼稚園教諭が行う業務とされている。一方、認定こども園では、幼稚園教育要領に基づいて学校で行われるものと教育と定義、幼稚園教育要領に準じて保育所で行うものを保育としている。混乱のきわみ。そのうえで、保育士というのは、今の保育所を含む、児童福祉施設、児童福祉施設全般を対象とする以外にも、玩具屋さんやベビー服売り場、子供服売り場、離乳食売り場とかいわゆる子ども産業に保育士が入っていかなければならない。

また、在宅サービスもある。子育て支援事業の中にも保育士は入っていい。就学前を対象にした保育職、就学後を対象として施設とか放課後児童クラブなどの養育福祉士ともいべき保育職、さらに、子育てのコーディネイトをするケアプランを作るような子育て支援専門員ともいべき保育職と三つに再編成する。(P氏)

・乳幼児期に特定する。(Q氏)

・1つは、幼稚園と保育所の関係をどうしていくかということ。幼稚園と保育所の免許・資格を両方とりやすくするということになった場合には、乳児及び幼児以下にするということにすればよい。しかし福祉という仕事は、本来的にもっと総合的な対応が必要ではないか。施設では、様々な施設が一体化されている。そのなかで高齢者や障害者が保育の重要な役割を担っている。幼保一体化施設の中で、両方がうまく関わり合っているところの実践をみながら、考えてみたい。幼保一体化施設の幼稚園教諭は、制度的には未満児とは関係ない。したがって同じ園にいながら、ローテーショ

ンに入らないという意識が強かつたが、実際にやってみると、全員がローテーションに加わることの重要性に気づく。広く関わったり、みたりすることが必要。学生も先生も多忙な養成校でどうこれを解決していくのか。どちらをとるにせよ、関わりの基本は、年齢が違っても同じという所もある。カリキュラムを共通化していかなければならないという所もあるし、障害児施設、保育所、養護施設に特化するのか、それとももうちょっと総合化していくのかによって対象年齢は異なってくる。(R氏)

### 3—2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別に分けるかについて

・資格取得の第一段階で終わった場合の資格と第二段階以上で終わった場合の資格とは、分けていいのではないかと思う。それは、差別ではなく区別。その時に今度は子ども中心ではなく、保護者を支援する、文字通り保育ソーシャルワーカーというのも保育士の中の重要な専門領域の1つ。第二段階ではむしろ保育ソーシャルワーカーとして育つという人が含まれていてよい。ステップアップできるシステムを考える。そこにインターンシップやデュアルシステムを導入することを考える。(O氏)

・基礎資格があつて、その上に1年コースのように上乗せ資格とする。領域別に分けるが、国家資格としては基礎資格の保育士という1つの資格でよい。(P氏)

・施設の保育士、保育所の保育士、専門分化した保育士についてはどうか。短大、四大でいえば、二種、一種でよいのではないか。特別な領域が四大の学習で可能かどうか。今の四大の教育水準を考えるとむしろ修士課程で考える方がよいのではないか。うちは、障害を強化しますよというような四大のオプション化する分にはいいかもしれないが、ニーズとしても乏しいのではないか。保育士は、何でも出来なくてはいけない。(Q氏)

・短大でも専攻科や3年制、4年制が増えていく状況の中で、ベースの部分を共通にしておいて、障害の専門、家庭支援などをやや専門にするなど、アドバンストな面で位置づけていくのはどうか。

幼稚園の免許で問題となっていることが保育士に飛び火することも考えられる。保育を中心にながら保育士の専門性を高めていくにはどうしたらよいか。ベースの所には、保育がしっかりとあるかどうか。その上でスペシャライズしていくのはどうだろうか。(R氏)

### 4) 保育士養成年限等について

#### 4—1 保育士養成課程の修業年限について

・三段階ということで申し上げると一律でない方がよい。当然修業年限の幅がある基礎的な段階から、より高度な保育、教育、養護、障害児保育、非虐待児などの心のケアを必要とする子どもに対応できる、入所児童の親に対応できる相談援助技術、地域の子育て支援、地域関連施設・機関と連携できる、地域のニーズ、サービスをコーディネイトできる専門性が求められており、そのステップアップが必要である。

また、他の職員に対する指導的な保育士も必要である。科目数は、増やさざるを得ない。もっと必要な履修すべき科目が多くなる。専門性が求められるからそうだが、現実にいえば、基礎段階の第一段階のみでは現在の科目でも足りない。もう1つは、実習を高度化しなければならない。第一段階から第三段階までは、ステップアップがしていけるような形が当然必要。大学院での養成も特に高度専門職大学院の領域で大事。研究を中心とする大学院もあってもいいが、専門職養成を行う大学院のウエイトの方が高い。(O氏)

・2年プラス1年。2年で基礎資格、そして上乗せの1年で分野別、領域別の学ぶのが現実的。4年制大学でそれをやっても構わない。(P氏)

・幼稚園に合わせて一種、二種、専修としていく。一種、二種と橋渡しするものを作る。専修で専門分化していくようなルート。四大卒を増やし、一種免許にして小学校教諭と対等にしたい。いずれは幼稚園としては、小学校教諭と同じような待遇にしたいと考えている。幼保合同でも学歴の差があることは問題がある。看護師の方が修士、博士が増えてきている。リーダー層は、博士がある。いずれ保育学博士をつくらなければならない。そ

の時には、幼保が一緒になっての保育学博士が必要。地方にいくと短大が多い現実論を考えるとその分け方しかないのではないか。四大に一気にするのは、難しい。現場のニーズとして2年制でよいというものがある。10年かけて四大を増やしていく所でまた考えていくことではないか。(Q氏)

・大学の経営の問題もあると思うが、大学は経営的には短大でもっていたということもある。しかし今のすう勢としては、2年間だけの養成では忙しすぎるのではないか。4年制にする時に年限を延ばすだけでいいかという議論がある。年限はもうすこしゆとりをもった方がいいが、養成の方法を変えないで年限を延ばすだけでは同じことに終わるのではないかという指摘もある。少なくとも3年は必要ではないか。2年間ではメニューをこなしていくだけで終わってしまうのではないか。ただし、ベーシックな面とスペシャライズされた面とに分けて考えていく必要がある。(R氏)

## 5) 保育士資格と他資格との関連について

### 5—1 保育士と幼稚園教諭免許との関係について

・三段階で言えば、第一段階が現行どおり別々の資格、免許、第二段階以上で一本化の部分が出てくると思う。教育保育士という名称の人ができる必要があるかどうかはともかく、近未来を見通していくと現実には両方の資格を持ちたいという人も増えているし、現実のニーズも両資格をもっている人ということが求められるからそこの門戸まで閉ざす必要はない。第二段階以降で単位互換性とかを含めて、幼稚園教諭を持ちたい人も保育士の資格を持つという形でお互い互換していく。第一段階で保育士の資格をとり、幼稚園の資格をとって第二段階に行く人も当然いると思う。全体的に一本化、共通化する必要はないと思う。(O氏)

・統合すべき。就学前保育職で、集団保育と個別保育をする専門職としたらいい。(P氏)

・両方必要で科目の整理をしていく必要がある。(Q氏)

・保育士の方が保育者養成という点ではよく出来

ている。幼稚園の方は、小中高の教員養成の並びの中で学校教育という位置づけの中で出てきている。だから科目的立て方が教職の理念と役割から始まって全て学校教育体系の中から出てきている。保育士の方は、保育士だけに特化して作られている。

今後非常に大きな問題となると思うが、文部科学省から「幼児教育アクションプログラム」というものが出ていて、保育所も同様に歩んで欲しい、次世代育成支援の行動計画の中に各自治体で取り入れてくれるようにして欲しい、とされている問題がある。幼小の連携を、今度は本気でやろうとしている。幼稚園教育要領の改訂もあるが、幼稚園と小学校との連携が強調され、それが前面に出てくることになった時に、保育士と幼稚園教諭との間にある程度共通のベースが必要になってくる。幼保小の関係については、今後どう考えていくかが一番難しい問題ではないか。医師、弁護士などと比べて専門性の種別が違うだけで専門性が低い訳ではない。今の幼稚園教諭専修の大学院は、どんな科目でもよいのでとにかく単位をとればよい、というシステムでやっている。保育士にも大学院教育は必要。社会人入学の場合は、現場的な人が多い。いっぽう研究者を目指す人は、研究一本の人が多い。その辺りは、現場をちゃんと知っていて、指導的な役割を担える人を養成するという考え方の方がよいのかなと思う。(R氏)

### 5—2 保育士資格+1年間の介護福祉士養成課程単位取得による介護福祉士資格取得について

・関連すればそれに越したことはないが、保育士の土俵で言うならば専門性から言って持たなくて良いと思う。ただ、制度上、国がそうするというならば、それはそれで反対もしないし、賛成もない。これは、介護福祉士の領域の話であって、保育士の話ではないのではないか。(O氏)

・ケアという意味での本質は同じで、できなくはない。介護福祉士の資格の人が1年間の養成で保育士資格取得も可能ではないか。(P氏)

・単位が増えて、実習が増えると一年間ではきつい。現実として保育士+2年間でないと無理なのではないか。介護福祉士としては、求人は多い。

それから先、保育士を持っていることがどれだけプラスかは分からない。広い意味では生きているとは思うが、大きなプラスになるとは思えない。(Q氏)

### 5—3 保育士と社会福祉士との関係について

・今後、社会福祉士資格と関連づけていく必要があるが、そもそも社会福祉士と保育士の間にある児童指導員との関係がある。保育士と社会福祉士の職務関連性は、ソーシャルワークとケアワークの養成システムの中で関連して緊急検討課題だと思う。今の所、全体を見渡した、子ども家庭福祉、児童福祉の専門職というものがいる。保育士と児童指導員は、ドッキングできる部分もあるし、保育士のある部分と児童指導員のある部分をもっと別の形で専門職にした方がよいところもある。そういう意味では関連付けを図るべきだという位置。単に資格と関連付けましょう、この科目を取つていればというそういう意味ではなく、そもそも社会福祉士と保育士の間にある児童指導員、少年指導員、母子指導員などの繋がりを通じてどう考えるか。一番大事なのは、児童指導員は、保育士のような厳密な資格ではないのに、とても高度なソーシャルワークを担わなければならない。現実にそれが難しくて、バーンアウト現象があつたりする。保育士は、ソーシャルワークを制度として位置づけた。保育士と児童指導員との関連性、専門性の違いを議論した上で社会福祉士と結びつくのではないか。(O氏)

・現状では、社会福祉士の科目に養護原理、保育原理、療育原理等の子どもの援助についての科目が入っていない。現状をベースにして考えるならば、養護と保育と一緒にして養育技術として養育概論、障害児との関わりの療育概論、介護概論の三つを選択科目にする。そういう内容を是非導入すべき。試験は、そういったものも勉強しなくてはならない。(P氏)

・親御への支援ということで家庭において色々困難を抱えた中でどうしていくのが問題がある。幼保において、4年制で社会福祉士をとっていくことを認めていく。来年以降社会福祉士のカリキュラムが変わっていく中で、もしかしたら4年

制大学でも厳しいかもしれない。保育士と社会福祉士だけで幼稚園をとれないと言ったら、学生は来ない(Q氏)

### 6) 保育士試験について

#### 6—1 保育士試験合格による保育士資格取得について

・廃止する必要はないと思うが、国家資格とも関連する。この保育士試験を国家試験とする方向を考えるのが1つ。だが、全てではない。段階的な資格取得と考えれば、第二段階以上で国家資格とする。国家資格としながら今の保育士試験を併用させることは、不合理であると思う。(O氏)

・現実の保育士の試験の内容、システムを完璧に理解している訳ではないので、これ以上の工夫の仕方については分からぬが、養成校卒業生に国家試験を実施する時には、実務経験とスクーリングなどで道は残しておくが、今やっている保育士試験はなくす。(P氏)

・1つのオプションとして、今でも幼稚園養成だけの所があって、保育士試験で保育士をとる。あの試験は、試験でいい。保育士試験を通った人の採用は、仮採用でするのはどうか。プレサービスのトレーニングを考えなればならない。採用にあたってはそういうことを入れなさいと設ける。特に実習について。(Q氏)

・保育士試験は、保育士が足りないという所から始まつたので廃止したらどうかという意見があつたが、多様な人材登用や実績をみるとあつた方がよい。今まで他の仕事をやっていたけれども人間を相手にする仕事、子どもを相手にする仕事をやりたいと思って保育職に変わってきた人たちがかなりいい保育者になっている。現状ではこれは残したほうがよいのではないか。夜間や通信という方法もあるが、都会では可能かもしれないが、田舎の方では難しい。子育て支援養成講座は、現場に出て行った人たちが戻ってきて報告しながらディスカッションする演習形式などによってバックアップ研修をやっているところもあるが、今までの枠組みだけで保育士試験を考えるのではなく、何か別なやり方も模索していってもいいのではな

いか。（R氏）

## 7) その他、保育士養成課程について全般的に

### 7-1 保育士養成課程全般についてのご意見

・1つは、保育士の職務。18才未満の全ての子どもを視野に入れた大切なケアワーカーであり、保育ソーシャルワーカーであるという視点をどの領域でもどの内容でも明確にする。その上で更に養成資格取得のあり方を見直して、段階的なものが必要ではないかという趣旨。もう1つは、子どもと関わる専門職としての保育士と児童指導員、少年指導員などとの専門職として位置づけられている職種の再統合。保育士と児童指導員が非常に共通することもあるし、全く別の趣旨で考えなくてはならない所もある。そういうことも視野に入れて、特に社会福祉士との資格との関連や課題があると思う。（O氏）

・1つは、保育指導についての専門性をしっかりと確立しなければならない。保育指導原理、保育指導技術論などを教えられる教員を養成する。それを急がないとこれから保育所の子育て支援をソーシャルワーカーやカウンセラーが中心になってしまう。現に保育カウンセリング、保育ソーシャルワークという言葉を使い始めている。勿論、ソーシャルワーカーが保育を学んで子育て支援をすること、カウンセラーや心理士が子どものことを学んで子育て支援をすること、保育士がカウンセリングやソーシャルワークを学ぶことも大事。しかし、保育士の専門性としての保育指導を固有の技術として創り上げ、それを大学で保育士が教える、保育指導技術演習を保育士が教えていくことが必要。そのためには、保育士資格を持つ人が養成校で教えられるだけの実力を身につけているようなリカレント、大学院を引き受けるなどのシステムを作っていく必要がある。

もう1つは、保育士はこれまで戦後60年近くずっと施設に閉じ込められてきた。施設以外のことについて、養成校の教員自体も意識が向いていない。そこから脱却しなければならない。子ども服、離乳食売り場とかデパートが保育士を採用して、保育講座や玩具屋さんで親の話を聞きながら

遊び方のアドバイスをしながら販売するような保育士がどんどんでてこないと駄目。家庭を訪問する訪問保育士、集いの広場やディサービスなどで関わる保育士、そんな保育士を養成するということが必要。児童福祉でも在宅サービスを法定化したが、在宅サービスを担うのは保育士ではなくてボランティアだということになってしまった。それを保育士が担っていくというシステムにかえていかなければならない。そのためには在宅福祉サービスにもっとお金をかけていく必要がある。

さらに、保育士の担当セクションを保育所行政を担当する保育課がもっていることも再検討すべき。医療現場にいる保育士の実情なども全然把握できていない。例えば総務課に児童福祉の人材を養成する係をおいて、そこに保育士の養成をするセクションを置くといい。保育課が保育士の担当セクションになっているので、就学前しか念頭にない。

今、保育士が一番苦労しているのは、思春期の子どもや被虐待児の問題。児童養護施設や、知的障害児施設にいる被虐待児、思春期の子どもの試し行動、問題行動、非行の問題を保育士が本当は担当しなければならないが、そういう教育を受けていない。学んでいても実際に対処できない。社会福祉士は相談援助専門職であり、子どもの養育に関する専門性が抜けている。相談援助をいくら学んでも虐待の思春期の子どもに対応、例えば子どもが自傷行為で頭を打ち付けている子どもにどうやったら子どもを落ち着けて座らせるかなどの技術は身につかない。そういう保育技術を養成校でやらなければならないがなされていない。養成校で行われている保育士養成の保育実技、指遊びとか歌とか表現では意味がない。そういう意味では、保育職を再構成しなければならない。（P氏）

・通信課程をどうするか。同じ養成校の水準ではない。同じ実習などは満たしているが、あちこちに委託している。別な所が受けて、通信に回している。抜け道が広がっている感じ。養成校が頑張っているのに通信が広がり、イージーになっているようにも思える。通信の意義は理解するが、変だなという感じをもっている。15回授業確保ということでは、いいが、学生ひとりひとりについ

て三分の二は確保する程度でなければ、学事日程も組めない。養成校の先生といえども大学の教員、研究も社会的貢献も必要だが、出来なくなる。研修、学会、助言活動も出来なくなってきた。

15回のやり方を養成校に委ねてほしい。監督などは、保養協に委ねるなどでいいのではないか。  
第3者や外部評価でチェックしていくことではな  
いか。自主機関でやつたらどうか。(Q氏)